

下関市教育委員会
議案第26号

令和3年度教育予算の補正（6月）について

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和3年度教育予算の補正（6月）について

令和3年度教育予算の補正（6月）について、別紙のとおりとする。

提案理由

令和3年第2回市議会定例会に議案として提出するため。

(2) 歳入

款			補正前の額	補正額	計
	項				
		目			
16	国庫支出金		18,532,833	1,341,208	19,874,041
	2	国庫補助金	3,775,524	1,341,208	5,116,732
		8 教育費国庫補助金	110,494	43,102	153,596
22	諸収入		5,415,393	302,200	5,717,593
	5	雑入	1,866,880	2,200	1,869,080
		3 雑入	1,861,602	2,200	1,863,802
23	市債		9,844,262	1,074,400	10,918,662
	1	市債	9,844,262	1,074,400	10,918,662
		9 教育債	315,200	105,100	420,300

(単位：千円)

節		説 明	
区 分	金 額		
1 教育総務費補助金	15,900	教育総務費補助金 公立学校情報機器整備費補助金 対象額 9,900千円の1/2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 対象額 10,950千円の10/10	15,900 4,950 10,950
2 小学校費補助金	3,350	小学校費補助金 学校施設環境改善交付金 対象額 10,052千円の1/3	3,350
3 中学校費補助金	5,863	中学校費補助金 学校施設環境改善交付金 対象額 17,591千円の1/3	5,863
5 社会教育費補助金	10,242	社会教育費補助金 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金 対象額 2,500千円の10/10 対象額 40,000千円の内	10,242 2,500 7,742
6 保健体育費補助金	7,747	保健体育費補助金 地方創生推進交付金 対象額 15,494千円の1/2	7,747
2 雑入	2,200	雑入 図書等頒布収入 地域活性化センター助成金	2,200 200 2,000
1 小学校債	49,700	小学校整備事業債	
2 中学校債	55,400	中学校整備事業債	

(3) 歳出

款			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
	項	目				特 定 財 源			一 般 財 源
						国県支出金	市 債	そ の 他	
10	教育費		7,899,370	223,208	8,122,578	43,102	105,100	200	74,806
	1	教育総務費	1,051,230	27,396	1,078,626	15,900			11,496
		2 事務局費	1,030,192	27,396	1,057,588	15,900			11,496

教育費

(単位：千円)

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
1 報酬	4,588	会計年度任用職員 4,588	学校教育業務 21,396
3 職員手当等	918	期末勤勉手当	会計年度任用職員
4 共済費	905	健康保険料 331 社会保険料 574	その他非常勤職員 3人 コンピュータ整備事業 6,000
8 旅費	114	費用弁償 114	
10 需用費	864	消耗品費 253 光熱水費 411 修繕料 200	
11 役務費	169	通信運搬費 166 保険料 3	
12 委託料	16,510	機械設備保守委託 22 警備委託 288 システム開発委託 6,000 相談業務委託 9,900 機械設備設置委託 300	
13 使用料及び 賃借料	328	機械設備借上料 328	
17 備品購入費	504	庁用器具費	
18 負担金補助 及び交付金	2,496	負担金 2,496 授業目的公衆送信著作物使用 負担金 2,496	

款	項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一 般 財 源
					国県支出金	市 債	そ の 他	
	2 小学校費	1,250,230	61,200	1,311,430	3,350	49,700		8,150
	3 学校建設費	21,200	61,200	82,400	3,350	49,700		8,150
	3 中学校費	762,054	69,100	831,154	5,863	55,400		7,837
	3 学校建設費	65,200	69,100	134,300	5,863	55,400		7,837
	6 社会教育費	2,035,344	44,000	2,079,344	10,242		200	33,558
	4 公民館費	157,691	40,000	197,691	7,742			32,258
	6 博物館費	261,235	4,000	265,235	2,500		200	1,300
	7 保健体育費	1,992,666	18,412	2,011,078	7,747			10,665
	1 保健体育総務費	827,636	2,918	830,554				2,918

節			目 の 説 明
区 分	金 額	説 明	
2 給料	1,000	一般職給 1,000	小学校施設整備事業
10 需用費	99	消耗品費	
12 委託料	16,318	調査委託 1,318 補修委託 15,000	
14 工事請負費	43,783	施設整備工事	
2 給料	1,300	一般職給 1,300	中学校施設整備事業
10 需用費	174	消耗品費	
12 委託料	12,252	調査委託 1,252 補修委託 11,000	
14 工事請負費	55,374	施設整備工事	
14 工事請負費	40,000	施設整備工事	一般管理業務
7 報償費	135	報償金 135	人類学ミュージアム管理運営業務 1,500 考古博物館管理運営業務 2,500
8 旅費	230	普通旅費 230	
10 需用費	380	消耗品費 126 印刷製本費 254	
11 役務費	43	通信運搬費 36 保険料 7	
12 委託料	3,212	資料作成委託 212 運搬・配送委託 500 機械設備設置委託 2,500	
1 報酬	2,918	学校医 2,390 学校薬剤師 528	
			学校保健管理業務 学校医 279人 学校薬剤師 66人

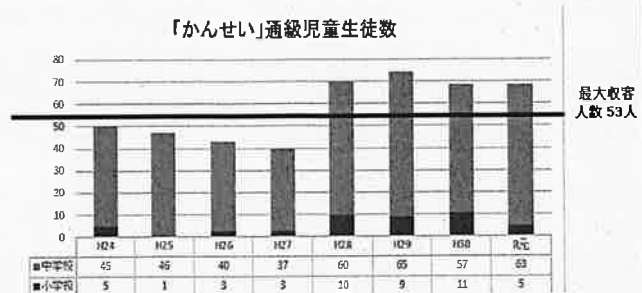
■令和3年度6月補正予算 教育委員会事業一覧

NO.	事業名	所管課	事業種別
1	教育支援教室拡充	学校教育課	ソフト
2	教育版新地域ポータルサイト構築事業	学校教育課	ソフト
3	I C T活用サポート業務	教育研修課	ソフト
4	授業目的公衆送信補償金制度	教育研修課	ソフト
5	学校トイレ快適化事業	学校支援課	ハード
6	普通教室空調設備整備事業	学校支援課	ハード
7	学校施設長寿命化事業（予防保全）	学校支援課	ハード
8	学校医等報酬単価の見直し	学校保健給食課	ソフト
9	学校給食施設再編整備（債務負担行為）	学校保健給食課	ハード
10	長府東公民館講堂空調設備改修工事	生涯学習課	ハード
11	考古博物館サテライト施設 コロナ対策環境整備事業	文化財保護課	ハード
12	太翔館リニューアル開館10周年記念事業	文化財保護課	ソフト

事業名	教育支援教室拡充		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成		
担当課名	学校教育課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

不登校児童生徒が年々増加傾向にある中、不登校児童生徒への支援の一つである教育支援教室「かんせい」（関西小学校内）はキャパシティ不足の状況にある。この対策として、令和3年4月より用途休止している「勝山老人憩の家」を教育支援教室に転用することで、不登校児童生徒の教育機会の確保に努める。



◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度
教育支援教室通級児童生徒の学校復帰率(就職・上級学校進学を含む)	%	61.5	63	65	

◆参考情報

- 教育支援教室「かんせい」（平成28年開設）
位置：下関市関西町12-1
アクセス：下関駅から徒歩20分
受入可能人数：53人
- 教育支援教室「あきね」（令和3年開設予定）
位置：下関市秋根西町1-1-3
アクセス：新下関駅から徒歩5分
受入可能人数：20人



教育支援教室「あきね」（令和3年開設予定）

◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				9,000	9,000	10,832
主要な経費	人件費			6,411	6,411	8,546
	需用費、委託料他			2,589	2,589	2,286
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			9,000	9,000	10,832

事業名	教育版新地域ポータルサイト構築事業		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第8章 第3節 行政機能の充実		
担当課名	学校教育課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

令和2年度に策定した「スマートシティ基本設計」に基づき、学校教育の分野からスマートシティのまちづくりに取り組むもの。

家庭と学校、児童・生徒等が各々のニーズになったデジタルコミュニケーションができる、利便性の高い新ポータルサイトを構築する。



現行の「きらめきネット」HP

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度
スマートシティ推進における市民の行動変容・関係（参加）人数	人		100	10,000	

◆参考情報

<スケジュール>

	新地域ポータルサイト	きらめきネット
令和3年度	構築、テスト データ移行 並行稼働	データ移行 並行稼働
令和4年度	運用開始	運用終了

◆予算情報

（単位：千円）

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				6,000	6,000	
主要な経費	委託料			6,000	6,000	
財源	国庫・県支出金			6,000	6,000	
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

事業名	ICT活用サポート業務		
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費		
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成		
担当課名	教育研修課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

学校では教科や特別活動の授業等でタブレット端末や電子黒板の活用が始まっており、各学校のICTを活用した取組を支援（サポート）する体制は欠かすことができない。

併せてICTの利活用には、ネットワークや端末の設定、年度更新作業等の保守管理面で専門的な知識が必要である。

これらのことから、各校のICT環境を教育に最適な状態に保ち、運営上の課題に迅速に対応するために、ヘルプデスク機能や技術員派遣等のサポート体制の確立を図る。

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度
教育効果を高めるために、ICTを効果的に活用することができる教員の割合	%	—	40	50	

◆参考情報

【サポート内容】

- ・操作方法等に関する問い合わせ対応
- ・授業中の操作支援
- ・端末不具合の対応
- ・ネットワークへの接続点検
- ・端末初期設定、年度更新作業
- ・アカウント台帳整理



（タブレット端末を活用した授業風景）

（単位：千円）

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				9,900	9,900	未定
主要な経費	委託料			9,900	9,900	未定
財源	国庫・県支出金			9,900	9,900	未定
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

事業名	授業目的公衆送信補償金制度				
予算区分	一般会計 教育費 教育総務費 事務局費				
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成				
担当課名	教育研修課			開始年度	令和3年度

◆事業の概要

著作物の取扱いについては、授業目的であれば著作権者に不利益にならない範囲で、許諾を得ずに使用することができるが、1人1台端末環境において、インターネットを介して画像や図、教科書の挿絵等、著作物を提供することは、授業目的であっても認められないため、授業目的公衆送信補償金規程に則り授業活用対象者の補償金を負担するもの。



(電子黒板を活用した授業風景)

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度
教育効果を高めるために、ICTを効果的に活用することができる教員の割合	%	—	40	50	

◆参考情報

■支払い義務（改正著作権法 第35条）

公衆送信を行う場合には、教育機関を設置する者は、相当な額の補償金を著作権者に支払わなければならない。

■授業目的公衆送信補償金規程による1人当たりの補償金額

○小学校 120円

○中学校 180円

※授業目的公衆送信を行う教育機関の設置者が支払う補償金の額は、授業目的公衆送信する著作物等の種類、回数にかかわらず、年度ごとに1人当たりの補償金額に対象者の総数を乗じた額。

◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		R4予定
			補正前	補正額 計	
事業費				2,496 2,496	2,496
主要な経費	負担金			2,496 2,496	2,496
財源	国庫・県支出金				
	市債				
	その他特定財源				
	一般財源			2,496 2,496	2,496

事業名	学校トイレ快適化事業		
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校建設費 / 中学校費 学校建設費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上		
担当課名	学校支援課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

新しい時代の学びを支える安心・安全な教育環境の実現に向けて、より良い教育活動を行うためには、機能性の確保は必要不可欠である。

学校トイレの老朽化による5K（暗い、汚い、臭い、怖い、壊れている）により、トイレを我慢することによる体調不良などが問題となっていることから、児童・生徒の教育環境改善のためにトイレの大規模改修を行う。

◆施設の概要、計画等

○「トイレ快適化事業」基本方針

- 長寿命化改良まで10年以上の期間を要するため、先行してトイレ改修を行う。

○各年度の実施内容

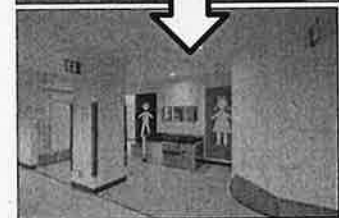
- 委託内容：アスベスト調査委託、スラブ構造検討委託
- 工事内容：トイレの洋式化・乾式化、床の段差解消、内装改修（トイレブース・照明器具の更新）

■ 今後の着工予定

(単位：校)

	R3	R4	R5	R6	R7	合計
小学校	2	1	1	2	2	8
中学校	2	0	3	1	0	6

(イメージ)



◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				30,000	30,000	422,873
主要な経費	委託料			2,570	2,570	1,540
	工事請負費			27,247	27,247	419,713
	事務費			183	183	1,620
財源	国庫・県支出金			6,183	6,183	54,527
	市債			21,300	21,300	331,300
	その他特定財源					
	一般財源			2,517	2,517	37,046

事業名	普通教室空調設備整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校建設費 / 中学校費 学校建設費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上		
担当課名	学校支援課	開始年度	平成30年度

◆事業の概要

平成30年度国の補正予算で措置された「ブロック塀・冷房設備対応臨時特例交付金」やポートレース事業収入を活用し、猛暑に起因する児童生徒の熱中症対策として、全ての普通教室等に空調設備を設置した。

しかしながら、特別支援教室の学級数増加により、空調設備の無い教室が発生するため整備を行う。

◆施設の概要、計画等

■対象施設及び事業内容

小学校1校、中学校1校の空調設備設置工事

(空調設備設置校)

	学校名
特別支援教室	熊野小学校
	安岡中学校

(イメージ)



◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費		57,311		12,000	12,000	
主要な経費	工事請負費	57,017		11,910	11,910	
	事務費	294		90	90	
財源	国庫・県支出金	10,080		3,030	3,030	
	市債	47,000		4,400	4,400	
	その他特定財源					
	一般財源	231		4,570	4,570	

事業名	学校施設長寿命化事業（予防保全）		
予算区分	一般会計 教育費 小学校費 学校建設費 / 中学校費 学校建設費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上		
担当課名	学校支援課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

小・中学校の約9割が建築後30年を経過し老朽化が進む中、学校施設をより長期間使用することを目的に、予防保全を計画的に行うための設備補修や工事等を実施し、児童生徒の安全・安心を確保するもの。

◆施設の概要、計画等

■ 事業内容

- 機械設備、電気設備補修
- 屋根、屋上、外壁改修工事

【老朽施設の現況】



屋上防水



外壁



ポンプ

■ 今後予定（10年間）

項目	R3	R4	R5	R6	R7以降
機械設備、電気設備補修	26,000	27,500	26,400	27,700	160,900
屋根、屋上、外壁改修工事	60,000	61,392	61,723	60,184	371,128
合計	86,000	88,892	88,123	87,884	532,028

◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算			R4予定
			補正前	補正額	計	
事業費				88,300	88,300	91,292
主要な経費	補修委託			26,000	26,000	27,500
	工事請負費			60,000	60,000	61,392
	人件費			2,300	2,300	2,400
財源	国庫・県支出金					
	市債			79,400	79,400	82,100
	その他特定財源					
	一般財源			8,900	8,900	9,192

事業名	学校医等報酬単価の見直し				
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費				
総合計画の体系	第3章 第2節 一人ひとりの生き抜く力の育成				
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和3年度		

◆事業の概要

学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の報酬について、平成11年度より22年間据え置きとなっており、3師会から増額要望があがっていること等を考慮し、報酬単価を見直すもの。

現在、3師報酬額について、全て山口県内他市の平均基本報酬額を下回っているため、それぞれ、平均基本報酬額まで引き上げる。

学校医の報酬について、192,000円から202,000円（10,000円増）に、学校歯科医の報酬について、192,000円から197,000円（5,000円増）に、学校薬剤師の報酬について、97,000円から105,000円（8,000円増）に、それぞれ増額する。

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度

◆参考情報

○山口県内比較

	学校医	学校歯科医	学校薬剤師
本市の現報酬額	192,000円	192,000円	97,000円
13市の平均基本報酬額（千円以下切捨て）	202,000円	197,000円	105,000円
差 額	△10,000円	△5,000円	△8,000円

◆予算情報

（単位：千円）

年 度		R2予算	R3予算			R4予定
			補正前	補正額	計	
事業費		60,451	59,970	2,918	62,888	61,980
主要な経費	報酬	60,451	59,970	2,918	62,888	61,980
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源	60,451	59,970	2,918	62,888	61,980

事業名	学校給食施設再編整備（債務負担行為）		
予算区分	一般会計 教育費 保健体育費 保健体育総務費		
総合計画の体系	第3章 第3節 学校の教育力の向上		
担当課名	学校保健給食課	開始年度	令和2年度

◆事業の概要

老朽化が進む南部学校給食共同調理場を建替えるとともに、自校式の学校を受配校として再編（集約化）することで、給食施設の改善を図る。また、従来の整備・運営方法から民設民営方式を採用することで、民間が持つノウハウを最大限生かし、食物アレルギーへの対応のほか、現行の衛生基準に沿った衛生的で安全な学校給食の提供を目指す。

【現 南部調理場】

- ・設置場所：彦島江の浦町3丁目4-10
- ・開設年月：昭和47年3月
- ・敷地面積：1,974㎡
- ・延床面積：989㎡
- ・受配校：9校
- ・現在食数：2,020食



◆施設の概要、計画等

●整備予定地

一の宮住吉三丁目2-1
（現 新下関市場用地内）

●事業概要

- ・供給能力：8,000食／日
- ・事業期間：15年間（180ヶ月）
- ・事業手法：民設民営方式
- ・事業内容：施設に関する設計・整備
施設の維持管理
給食の調理・配送等含む運営
- ・事業者選定方法：公募型プロポーザル方式

●予算（債務負担行為）

10,000,000千円【令和6年度～令和20年度】



◆予算情報

（単位：千円）

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費						
主要な経費						
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

事業名	長府東公民館講堂空調設備改修工事		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 公民館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供		
担当課名	生涯学習課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

利用率の高い長府東公民館における、新型コロナウイルス感染拡大防止の対策として、収容人数が多い講堂において、耐用年数を超えて大幅に能力が低下している換気設備と空調設備を一体的に更新し、換気能力の向上を図るもの。

◆施設の概要、計画等

○現施設の概要

名称 下関市立長府東公民館
 建設年 平成9年（築24年経過）
 施設規模 延床面積 2,104.44㎡
 構造 鉄筋コンクリート造 地上3階
 設置根拠法令 下関市立公民館の設置等に関する条例



○改修内容

講堂空調設備一式

○利用者数

年間32,926人
 （令和元年度実績）



◆予算情報

（単位：千円）

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				40,000	40,000	
主要な経費	工事請負費			40,000	40,000	
財源	国庫・県支出金			7,742	7,742	
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源			32,258	32,258	

事業名	考古博物館サテライト施設 コロナ対策環境整備事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 博物館費		
総合計画の体系	第3章 第5節 生涯を通じた学ぶ機会の提供		
担当課名	文化財保護課	開始年度	令和3年度

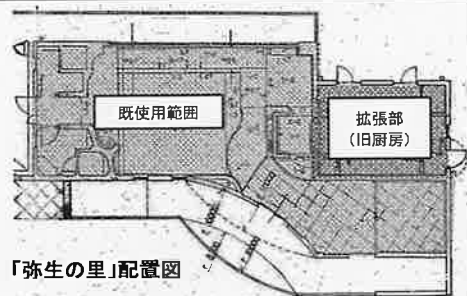
◆事業の概要

考古博物館休憩施設「弥生の里」の一部は、地域子育て支援の拠点として活用されており、博物館との有機的連携により、新たな利用者の開拓に寄与している。新型コロナウイルス対策として、令和3年度からは利用者の密を避けるため、旧厨房部をも拡大的に利用することとしており、これに伴い、施設の換気機能を含めた空調設備の機能強化を図ることにより、安心安全な施設利用を可能にしようとするもの。

◆施設の概要、計画等

【整備内容】

- ・実質活用空間の拡大に伴う、空調機器の増強（エアコン大型化等）
- ・換気機能の増設



◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				2,500	2,500	
主要な経費	委託料			2,500	2,500	
財源	国庫・県支出金			2,500	2,500	
	市債					
	その他特定財源					
	一般財源					

事業名	太翔館リニューアル開館10周年記念事業		
予算区分	一般会計 教育費 社会教育費 博物館費		
総合計画の体系	第1章 第1節 文化・スポーツの振興		
担当課名	文化財保護課	開始年度	令和3年度

◆事業の概要

豊北歴史民俗資料館（山口県指定有形文化財旧滝部小学校）は令和3年にリニューアル開館10周年を迎える。本事業は、小学校統合をはじめ地域が大きな変化を迎え、過疎化・少子化が進む豊北町において、「人と郷土」をテーマに、先人がどのような夢や希望をもち、地域の発展に貢献したか、豊北地域をひらいた人々に焦点をあてた3回の特別展と各々のイベントを、地域と関係のある諸団体（豊北郷土文化友の会、菊舎顕彰会、株式会社クラブコスメチックス社、滝部太陽クラブ等）とともに、新しい時代の連携と地域の情報発信を協働して開催する。

◆事業の目標指標（活動指標）

指標説明	単位	R2	R3	R4	最終年度
入館者数 10,000人	人		10,000		R3

◆参考情報

特別展 第1弾 令和3年 9月 4日～10月17日 記念碑に刻まれた人々
 第2弾 令和3年11月 6日～12月19日 中山太一が残したもの
 第3弾 令和4年 1月15日～ 2月27日 田上菊舎とふるさと
 関連イベントおよび講座
 10月実施 記念碑を探してみよう スタンプラリー・豊北と講座
 11月実施 化粧文化と化粧体験 クラブコスメチックス社共催
 1・2月実施 わいわいフォーラム／江戸時代へGO／菊舎講座

◆予算情報

(単位：千円)

年度		R2予算	R3予算		計	R4予定
			補正前	補正額		
事業費				1,500	1,500	
主要な経費	委託費			712	712	
	報償費			135	135	
	印刷製本費その他			653	653	
財源	国庫・県支出金					
	市債					
	その他特定財源			200	200	
	一般財源			1,300	1,300	

下関市教育委員会
議案第28号

令和4年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

令和4年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

令和4年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択実施要領について、別紙
のとおりとする。

提案理由

令和4年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択のため。

1 採択の基本方針

(1) 令和4年度使用下関商業高等学校教科用図書の採択について

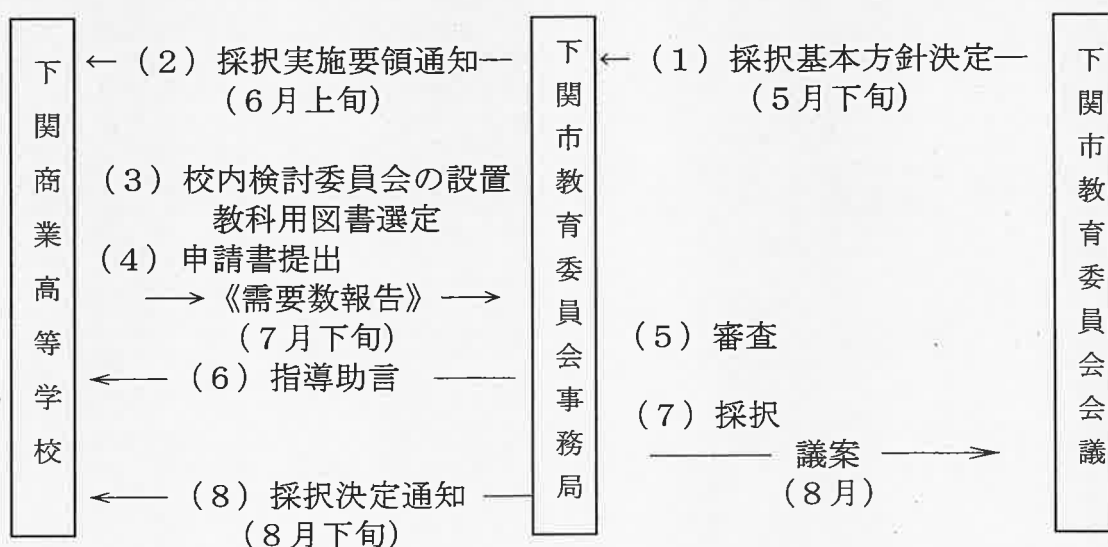
- ① 採択は、「高等学校用教科書目録（令和4年度使用）」に登載されている教科用図書から行う。
- ② 採択は、校長の意見を聴いた上で行う。
- ③ 学校の教育課程に適合する教科用図書を採択する。
- ④ 学校の特色、地域性及び生徒の実態に応じた教科用図書を採択する。

(2) 下関商業高等学校における選定上の留意事項

- ① 学校においては、各教科部会等で慎重に研究協議を重ねた上で選定案を作成し、これを教務部において教育課程との適合性等について審査した上で、最終的に校長決裁を経て報告すること。
- ② 学校の選定は、適正かつ公正に行われる必要があり、教科書発行者等の過当な宣伝行為等外部からの影響に選定結果が左右されることのないようにすること。

2 採択の手続き

- (1) 下関商業高等学校の教科書採択の基本方針を教育委員会に付議し、「採択の基本方針」を決定する。
- (2) 採択の基本方針を含む採択実施要領を下関商業高等学校へ通知する。
- (3) 下関商業高等学校において教科用図書検討委員会を設置し、採択の基本方針を踏まえ、「選定資料」等を参考に検討の上、使用教科用図書を選定する。
- (4) 申請書を下関市教育委員会へ提出し、併せて需要数報告を行う。
- (5) 下関市教育委員会で、教育課程との適合性等について審査する。
- (6) 必要に応じて、下関市教育委員会が下関商業高等学校に指導助言し、選定に変更があれば下関市教育委員会へ再申請する。
- (7) 下関市教育委員会として採択するため、下関市教育委員会会議に議案として提出する。
- (8) 下関市教育委員会から下関商業高等学校へ採択決定を通知する。



下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和3年5月26日

下関市教育委員会
教育長 児玉 典彦

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一
部を改正する条例

下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例
第50号）の一部を次のように改正する。

第5条第3項中「算出した額」の次に「（当該額に1円未満の端数を生じたとき
は、これを切り捨てる。）」を加える。

別表 教育委員会委員の項の次に次のように加える。

学校医	1校につき年額	202,000円	〃
学校歯科医	1校につき年額	197,000円	〃
学校薬剤師	1校につき年額	105,000円	〃

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年7月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き在職する
学校医、学校歯科医、学校薬剤師の施行日以後の令和3年度における報酬の支
給については、同年度の中途においてその職に就いた者とみなして、改正後の
第5条第3項の規定を適用する。

提案理由

令和3年第2回下関市議会定例会に議案として提出するため。

新 旧 対 照 表

旧		新																																																					
第5条 略	第5条 略	第5条 略	第5条 略																																																				
2 略	2 略	2 略	2 略																																																				
3 別表に掲げる非常勤職員で年額により報酬の額が定められているものが、年度中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れ、若しくは死亡した場合における当該年度の報酬は、月割計算の方法により算出した額を支給する。	3 別表に掲げる非常勤職員で年額により報酬の額が定められているものが、年度中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れ、若しくは死亡した場合における当該年度の報酬は、月割計算の方法により算出した額を支給する。	3 別表に掲げる非常勤職員で年額により報酬の額が定められているものが、年度中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れ、若しくは死亡した場合における当該年度の報酬は、月割計算の方法により算出した額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を支給する。	3 別表に掲げる非常勤職員で年額により報酬の額が定められているものが、年度中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れ、若しくは死亡した場合における当該年度の報酬は、月割計算の方法により算出した額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を支給する。																																																				
別表第2（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）		別表第2（第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係）																																																					
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額</th><th rowspan="2">費用弁償の額</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>学校医</td><td>1校につき年額</td><td>202,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td>学校歯科医</td><td>1校につき年額</td><td>197,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td>学校薬剤師</td><td>1校につき年額</td><td>105,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>		区分	報酬の額		費用弁償の額	単位	金額	略				学校医	1校につき年額	202,000円	〃	学校歯科医	1校につき年額	197,000円	〃	学校薬剤師	1校につき年額	105,000円	〃	略				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額</th><th rowspan="2">費用弁償の額</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr><tr><td>学校医</td><td>1校につき年額</td><td>202,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td>学校歯科医</td><td>1校につき年額</td><td>197,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td>学校薬剤師</td><td>1校につき年額</td><td>105,000円</td><td>〃</td></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>		区分	報酬の額		費用弁償の額	単位	金額	略				学校医	1校につき年額	202,000円	〃	学校歯科医	1校につき年額	197,000円	〃	学校薬剤師	1校につき年額	105,000円	〃	略			
区分	報酬の額		費用弁償の額																																																				
	単位	金額																																																					
略																																																							
学校医	1校につき年額	202,000円	〃																																																				
学校歯科医	1校につき年額	197,000円	〃																																																				
学校薬剤師	1校につき年額	105,000円	〃																																																				
略																																																							
区分	報酬の額		費用弁償の額																																																				
	単位	金額																																																					
略																																																							
学校医	1校につき年額	202,000円	〃																																																				
学校歯科医	1校につき年額	197,000円	〃																																																				
学校薬剤師	1校につき年額	105,000円	〃																																																				
略																																																							
参考		参考																																																					
<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額</th><th rowspan="2">費用弁償の額</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>		区分	報酬の額		費用弁償の額	単位	金額	略				<table><tr><th rowspan="2">区分</th><th colspan="2">報酬の額</th><th rowspan="2">費用弁償の額</th></tr><tr><th>単位</th><th>金額</th></tr><tr><td colspan="4">略</td></tr></table>		区分	報酬の額		費用弁償の額	単位	金額	略																																			
区分	報酬の額		費用弁償の額																																																				
	単位	金額																																																					
略																																																							
区分	報酬の額		費用弁償の額																																																				
	単位	金額																																																					
略																																																							
専門委員及び付属機関を組織する委員その他の構成員		専門委員及び付属機関を組織する委員その他の構成員																																																					
日額 40,000 円 以内、月額 830,000 円 以内又は年額 192,000 円で規則で定める額		日額 40,000 円 以内、月額 830,000 円 以内又は年額 192,000 円で規則で定める額																																																					
〃		〃																																																					

学校医等報酬（県内他市の学校医等報酬比較）

【学校薬剤師】 8,000円増額

※現状97,000円 + 8,000円 = 105,000円（13市平均105,348円）

No.	自治体名	基本額(年額)	出務手当	備考	【モデルケース】 年9回の出務
1	山口市	129,200円			129,200円
2	周南市	124,800円			124,800円
3	萩市	120,000円			120,000円
4	防府市	120,000円	6,500円/回		184,350円
5	下松市	118,900円			118,900円
6	光市	106,320円			106,320円
案	(引上後)下関市	105,000円			105,000円
7	山陽小野田市	103,000円			103,000円
8	柳井市	100,000円			100,000円
9	岩国市	100,000円	2,000円/15分		179,200円
10	宇部市	97,800円	6,500円/回	3回を限度とする	119,250円
11	下関市	97,000円			97,000円
12	長門市	93,500円			93,500円
13	美祢市	59,000円			59,000円
	13市平均	105,348円	年9回 1時間/回		117,109円

【学校医】 10,000円増額

※現状192,000円 + 10,000円 = 202,000円（13市平均202,774円）

No.	自治体名	基本額(年額)	健診人数割	出校割	管理料	備考	【モデルケース】 250人の小学校
1	柳井市	224,000円	250円	20,000円/回	—		358,750円
2	岩国市	224,000円	155円	2,000円/15分	—		319,425円
3	周南市	215,300円	430円	—	100,980円	管理料加算440円/人	444,628円
4	下松市	212,700円	350円	89,450円(年額)	—		407,345円
5	光市	212,640円	330円	—	85,260円	管理料加算320円/人	397,176円
6	山口市	210,000円	200円	—	35,000円		303,500円
7	萩市	210,000円	240円	7,500円/回	—		300,750円
案	(引上後)下関市	202,000円	160円	—	—		246,000円
8	防府市	200,000円	220円	14,000円/回	—		306,700円
9	山陽小野田市	195,000円	227円	14,000円/回	—		303,625円
10	長門市	193,000円	200円	—	—		248,000円
11	下関市	192,000円	160円	—	—		236,000円
12	宇部市	185,800円	252円	14,000円/回	—		301,300円
13	美祢市	161,618円	222円	—	—		222,668円
	13市平均	202,774円		年3回・2時間/回			313,991円

【学校歯科医】 5,000円増額

※現状192,000円 + 5,000円 = 197,000円（13市平均197,411円）

No.	自治体名	基本額(年額)	健診人数割	出校割	管理料	備考	【モデルケース】 250人の小学校
1	柳井市	224,000円	250円	20,000円/回	—		358,750円
2	岩国市	224,000円	155円	2,000円/15分	—		319,425円
3	周南市	215,300円	450円	—	23,620円		365,032円
4	下松市	212,700円	350円	22,950円(年額)	—		334,195円
5	光市	212,640円	330円	—	22,360円	管理料加算330円/人	327,986円
6	萩市	210,000円	240円	7,500円/回	—		300,750円
7	山口市	210,000円	200円	—	—		255,000円
8	防府市	200,000円	220円	14,000円/回	—		306,700円
案	(引上後)下関市	197,000円	160円	—	—		236,000円
9	山陽小野田市	195,000円	227円	14,000円/回	—		303,625円
10	長門市	193,000円	200円	—	—		248,000円
11	下関市	192,000円	160円	—	—		236,000円
12	宇部市	175,700円	252円	14,000円/回	—		291,200円
13	美祢市	102,000円	—	—	—		102,000円
	13市平均	197,411円					284,619円

○下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例

平成17年2月13日

条例第50号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の2の規定に基づき、本市の特別職に属する非常勤職員（以下「非常勤職員」という。）の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 非常勤職員の報酬は、年額、月額、日額又は1回当たりの額により支給し、その区分及び額は、別表のとおりとする。

第3条 前条の規定にかかわらず、本市の常勤職員（地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第2項に規定する一般職に属する常勤職員をいう。）が別表に掲げる非常勤職員の職を兼ねた場合にあっては、別に定めるもののほか、同表に定める報酬を支給しない。

第4条 選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員又は農地利用最適化推進委員が、その任期を満了した後においても引き続きその職務を行う場合は、従前の報酬を支給する。

第5条 別表に掲げる非常勤職員で月額により報酬の額が定められているものが、月の中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れた場合における当該月の報酬は、当該月においてその職に在籍した日数に応じて日割計算の方法により算出した額（当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。）を支給する。

2 別表に掲げる非常勤職員で月額により報酬の額が定められているものが、月の中途において死亡したときは、その月分までの報酬を支給する。

3 別表に掲げる非常勤職員で年額により報酬の額が定められているものが、年度の中途においてその職に就き、又は死亡以外の事由によりその職を離れ、若しくは死亡した場合における当該年度の報酬は、月割計算の方法により算出した額を支給する。

第6条 選挙管理委員には、別表に定める報酬のほか、1選挙ごとに6,600円の報酬を支給する。

第7条 月額による非常勤職員の報酬は、毎月末日までにその月分を支給する。

2 日額による非常勤職員の報酬は、その執務日数に応じて随時にこれを支給する。

3 年額による非常勤職員の報酬は、年度の末日の属する月に当該年度分を支給する。
ただし、任命権者が特に必要があると認めるときは、これを分割して支給し、又は支給する月を変更することができる。

(費用弁償)

第8条 非常勤職員が公務のため旅行するときは、当該旅行に要する費用を費用弁償として支給する。

2 非常勤職員の費用弁償の額は、別表のとおりとする。

- 3 選挙管理委員、監査委員、農業委員会委員又は農地利用最適化推進委員が、その任期を満了した後においても引き続きその職務を行う場合は、従前の費用弁償を支給する。

- 4 非常勤職員の費用弁償の支給方法は、下関市職員等の旅費に関する条例（平成17年条例第63号）の例による。

（報酬及び費用弁償の不支給）

- 第9条 この条例の定めるところにより報酬及び費用弁償（以下「報酬等」という。）の支給を受ける非常勤職員のうち他の公職により報酬、俸給、給料又は旅費の支給を受ける者に対しては、この条例に定める報酬等を支給しない。

（委任）

- 第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（報酬の内払）

- 2 この条例の施行の日前に、下関市報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和23年下関市条例第58号）、菊川町報酬及び費用弁償条例（昭和37年菊川町条例第2号）、豊田町報酬及び費用弁償条例（昭和32年豊田町条例第4号）、豊浦町報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊浦町条例第17号）又は豊北町報酬及び費用弁償条例（昭和31年豊北町条例第18号）（以下これらを「合併前の条例」という。）の規定に基づいて支払われた報酬は、この条例の規定による報酬の内払いとみなす。

（費用弁償に関する経過措置）

- 3 費用弁償に係るこの条例の規定は、この条例の施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお合併前の条例の例による。

附 則（平成17年12月26日条例第460号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成18年2月13日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日に任期が満了する農業委員会会長又は農業委員会委員（旧下関市委員を除く。）であって、引き続き施行日に農業委員会会長又は農業委員会委員に就任したものの報酬は、平成18年2月分以降の報酬にあつてはこの条例による改正後の下関市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給するものとし、平成18年1月分までの報酬にあつてはこの条例による改正前の下関市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により年額報酬を月割計算により支給するものとする。

附 則（平成18年12月22日条例第71号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の下関市報酬及び費用弁償等に関する条例別表の規定にかかわらず、平成17年2月12日における下関市、菊川町、豊田町、豊浦町又は豊北町の議会の議員であった者で、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第7条第1項の規定により引き続き本市の議会の議員として在任している者の報酬額は、同項の規定により在任している間に限り、なお従前の例による。

附 則（平成19年6月20日条例第31号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年9月25日条例第37号）

この条例は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成20年8月6日条例第50号）

この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成20年法律第69号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則（平成20年12月22日条例第67号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、別表第2 南部農業委員会会長の項から北部農業委員会委員の項までの改正規定は、同年2月13日から施行する。

附 則（平成22年12月20日条例第66号）

この条例は、平成23年2月13日から施行する。

附 則（平成24年3月27日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成25年3月1日条例第8号）

この条例は、平成25年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（平成27年3月30日条例第7号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 3 在職期間における改正法附則第2条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる改正前の法第12条第1項の教育委員会の委員長に係る報酬及び費用弁償の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成27年9月30日条例第59号）

この条例は、平成27年10月13日から施行する。

附 則（平成29年6月30日条例第40号）

この条例は、平成30年2月22日から施行する。

附 則（平成30年3月30日条例第7号）

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月27日条例第6号）

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和元年6月26日条例第24号）抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第5項の規定は令和元年10月15日から、第2条及び附則第6項の規定は令和2年4月1日から施行する。

(報酬の内払)

- 2 第1条の規定による改正後の下関市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例(以下「非常勤職員報酬条例」という。)の規定を適用する場合においては、改正前の下関市報酬及び費用弁償等に関する条例の規定により支給された報酬は、非常勤職員報酬条例の規定による報酬の内払とみなす。

(費用弁償に関する経過措置)

- 3 非常勤職員報酬条例第8条及び第9条の規定は、第1条の規定の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した市議会議員及びその他の非常勤職員の旅行については、なお従前の例による。
- 4 第2条の規定による改正後の下関市特別職の非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の規定は、同条の規定の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発したその他の非常勤職員の旅行については、なお従前の例による。

附 則 (令和元年10月15日条例第43号)

この条例は、公布の日から施行する。

別表 (第2条、第3条、第5条、第6条、第8条関係)

区分	報酬の額		費用弁償の額
	単位	金額	
教育委員会委員	月額	115,000円	職員旅費条例別表第1の1号の適用を受ける職員の旅費相当額
選挙管理委員会委員長	月額	57,000円	〃
選挙管理委員	月額	45,000円	〃
臨時補充選挙管理委員	日額	6,600円	〃
市議会議員のうちから選任された監査委員	月額	46,000円	〃
識見を有する者のうちから選任された監査委員	月額	100,000円	〃
公平委員会委員長	月額	57,000円	〃
公平委員会委員	月額	45,000円	〃
農業委員会会長	月額	45,000円	〃
	年額	633,487円以内 で市長が定める額	
農業委員会会長職務代理者	月額	37,000円	〃
	年額	633,487円以内 で市長が定める額	
農業委員会委員	月額	33,000円	〃

	年額	633,487円以内 で市長が定める額	
農地利用最適化推進委員	月額	22,000円	〃
	年額	633,487円以内 で市長が定める額	
固定資産評価審査委員会委員	日額	7,800円	職員旅費条例別表 第1の2号の適用 を受ける職員の旅 費相当額
投票所の投票管理者	日額	12,800円	〃
期日前投票所の投票管理者	日額	11,300円	〃
開票管理者	1回の選挙 につき	10,800円	〃
選挙長	日額	10,800円	〃
投票所の投票立会人	日額	10,900円以内で 市長が定める額	〃
期日前投票所の投票立会人	日額	9,600円以内で市 長が定める額	〃
開票立会人及び選挙立会人	1回の選挙 につき	8,900円	〃
専門委員及び附属機関を組織す る委員その他の構成員	日額40,000円以内、月額83 0,000円以内又は年額192, 000円以内で規則で定める額		〃

備考 農業委員会会長、農業委員会会長職務代理者、農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の月額による報酬及び年額による報酬は、併せて支給することができる。

蓋井島地区の教育環境について

蓋井島地区の教育環境について、下記のとおり報告します。

記

1. 蓋井中学校の開校について

現在の下関市立蓋井小学校の既存校舎を改修し、中学校を開校し、小学校との施設一体型の蓋井小中一貫教育校を開校する。

(1) 開校時期

令和5年4月

(2) 中学校の位置

現在の下関市立蓋井小学校（下関市大字蓋井島字田町126-2）の位置とする。

(3) 開校する理由

- ①蓋井島における継続的な学びの場を保障することによる、教育的観点からのよりよい教育環境を実現すること。
- ②中学校時期の生活習慣づくりにおいては保護者の監護下が望ましいこと。
- ③教育委員会が進める小中一貫教育推進の施策と適合すること。
- ④青雲寮の再開に比べて、所要経費の縮減が見込まれること。

2. 児童数及び学級数

（令和3年5月1日現在）

	児童数・生徒数							学級数				
	1年	2年	3年	4年	5年	6年	合計	1年	3年	5年	6年	合計
蓋井小学校	3	0	3	0	2	1	9	複		複		2

3. これまでの経緯

令和2年 9月 保護者及び地元説明会

12月 保護者及び地元説明会

4. 今後について

令和3年 7月～ 開校に向けた準備

令和4年 3月 下関市立学校の設置等に関する条例の一部改正等

令和5年 4月 中学校開校

以上